

AFTC INFORMATION

新燃費測定モード（WLTCモード）に基づく燃費の表示方法等 について

■新燃費測定モード（WLTCモード）の導入

ユーザーの走行条件等に応じた燃費情報の提供及びハーモナイゼーションの観点等から、新燃費測定基準（WLTCモード）が導入され、順次JC08モード燃費からWLTCモード燃費に切り換わります。（当分の間は、JC08モード燃費を有する車両も存在します。）

◎「WLTCモード燃費」とは、国際的な走行モードで、「WLTC」及び「市街地」、「郊外」、「高速道路」の4つのモードの燃費値からなる。

■カタログ及び展示車のスペックシートへの「WLTCモード燃費」の表示

省エネ法により、①「WLTC」及び「市街地」、「郊外」、「高速道路」の4つのモードの燃費値の表示、②「WLTCモード燃料消費率」（国土交通省審査値）である旨、③各モードの説明、④燃費に関する付記説明（「燃費値は定められた試験条件下での数値であり、実際の燃費は使用環境や運転方法等により異なる」旨）の表示が義務付けられています。

■広告等における「WLTCモード燃費」の表示

規約第5条第4号において、燃費を表示する際の数値は「公式テスト値又は公的第三者のテスト値（EPA燃費等）に限る」と定められていますが、公式テスト値であるWLTCモード燃費の具体的な表示方法は定められていないことから、同モード導入の趣旨等を踏まえ、燃費に関する消費者への適正な情報提供、不当表示の未然防止を目的として、広告等に「WLTCモード燃費」を表示する際の表示事項や表示方法、正しい表示例や問題となる表示例等を、別紙及び以下の資料1から3のとおりとりまとめました。

■会員事業者の皆様におかれましては、広告等に「WLTCモード燃費」を表示する際は、本内容に基づき適正な表示を行って下さい。

なお、表示方法等の詳細につきましては、当協議会のホームページをご覧ください。

<http://www.aftc.or.jp/>

[資料1 新燃費測定モードに基づく燃費の表示方法等の策定について（概要資料）](#)

[資料2 新燃費測定モードに基づく燃費の表示方法等](#)

[資料3 表示方法等に基づく媒体毎の表示例（正しい表示例と問題となる表示例）](#)

この件に関するお問い合わせは・・・

一般社団法人自動車公正取引協議会 四輪車業務部まで

TEL 03-5511-2111 FAX 03-5511-2112

【広告等におけるWLTCモード燃費の表示方法等のポイント】

(1)表示が必要な事項及び表示方法

①燃費値

- ・「WLTC」、「市街地」、「郊外」、「高速道路」の各モードの燃費値を表示すること。
ただし、表示スペース等の関係で全て表示できない場合は、「WLTC」のみを表示することもできる。（「市街地」、「郊外」、「高速」いずれかのモードのみを表示することはできない。）
- ・「市街地」、「郊外」、「高速道路」の各モードの燃費値は、「WLTC」と同等かそれ以下の大ききさで表示すること。
- ・JC08モード燃費値も有する場合、当該燃費値のみを表示することはできない。

②「WLTCモード燃料消費率」（国土交通省審査値）である旨

- ・燃費値の近接箇所に表示すること。

③「WLTC」、「市街地」、「郊外」、「高速道路」の各モードの説明

WLTCモード：市街地、郊外、高速道路の各モードを平均的な使用時間配分で構成した国際的走行モード
 市街地モード：信号や渋滞等の影響を受ける比較的低速な走行を想定
 郊外モード：信号や渋滞等の影響をあまり受けない走行を想定
 高速道路モード：高速道路での走行を想定

④燃費に関する付記説明（「燃費値は定められた試験条件下での数値であり、実際の燃費は使用環境や運転方法等により異なる」旨）

※③、④は、燃費値との関連を明確にした上で、明瞭に表示すること。

⑤その他

- ・ラジオCMやスペースの小さいバナー広告は、③、④の表示は、省略することができる。
- ・その他の表示方法については、「燃費についての明瞭な表示に関する規約運用の考え方」（平成25年11月策定）に基づき表示すること。

(2)燃費に関する「No.1」等の表示

- ・比較するクラスには、「WLTCモード燃費」を有する車両がない場合は、「No.1」である旨の表示はできない。
- ・「WLTC」、「市街地」、「郊外」、「高速道路」の各モードそれぞれについて、「No.1」である旨の表示を行うこともできるが、「No.1の根拠（どのモードであるのか、燃費値等）」を明瞭に表示すること。
- ・「WLTC」モードで「No.1」の場合は、「WLTC」モードの燃費値のみの表示で足りるが、その他のモードで「No.1」である旨を表示する場合は、「WLTC」、「市街地」、「郊外」、「高速道路」の各モードの燃費値を表示すること。

※いつの時点から「WLTCモード燃費でNo.1」である旨を表示できるようにするか、また、いつの時点まで「JC08モード燃費でNo.1」である旨を表示することができるのかについては、引き続き、当協議会において検討を行い、考え方を公表する予定。

(3)不当表示に該当するおそれのある表示

- ・表示した数値は「高速道路」モードであるにもかかわらず、その旨を表示せず、あたかも表示した数値が「WLTC」モードの燃費値であるかのように誤認される表示等は不当表示として取り扱う。